

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月14日	
呉市長様	
提出者	
住所 広島県呉市築地町4番40号	
氏名 大新土木株式会社 呉営業所	
所長 三好 隆	
電話番号 0823-21-1470	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大新土木株式会社 呉営業所
事業場の所在地	広島県呉市築地町4番40号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙1, 2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	3.300									
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	29.15	10								
紙くず	1.90	5								
木くず	25.530	30								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	12.43	10								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	1,480.00	200								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物	1.04									
合計	1,553.35	255.00	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	3.300									
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	29.15	10								
紙くず	1.90	5								
木くず	25.530	30			25.530	30				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	12.43	10			12.43	10				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	1,480.00	200			1,480.00	200				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物	1.04									
合計	1,553.35	255.00	0	0	1,517.96	240.00	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業（総合工事業）
②事業の規模	完成工事高（呉営業所） 2,675,616,115円
③従業員数	21名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙4

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 当社は公共工事より発生する産業廃棄物を扱っており、産業廃棄物の処分については仕様書で定めており、発生する数量は基本的には抑制することはできません。 しかし、工法を変更することにより、産業廃棄物の発生を抑制できる場合もあるので、その場合は社内で施工検討会を実施し、発注者と協議を行う場合もあります。
②計画	（今後実施する予定の取組） 同上

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現場内においては産業廃棄物の種類毎に区分けして保管しています（バツカン等を使用） ・海上でコンクリートを取り壊す場合はワイヤーソーで切断後、クレーン付き台船で吊り上げ、ヤード（コンクリート舗装された箇所）上で取り壊す事により、海中に落ちることなく、土などが混入することがないように留意しています。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 基本的には上記によりますが、現場の状況により創意工夫して分別に取り組んでいきます。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） これまで自社で産業廃棄物の再利用を行ったことはありません。（全て委託）
②計画	（今後実施する予定の取組） 引き続き、自社で産業廃棄物の再利用を行う予定はありません。（全て委託）

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) これまで自社で産業廃棄物の中間処理を行ったことはありません。(全て委託)
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で産業廃棄物の中間処理を行う予定はありません。(全て委託)

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

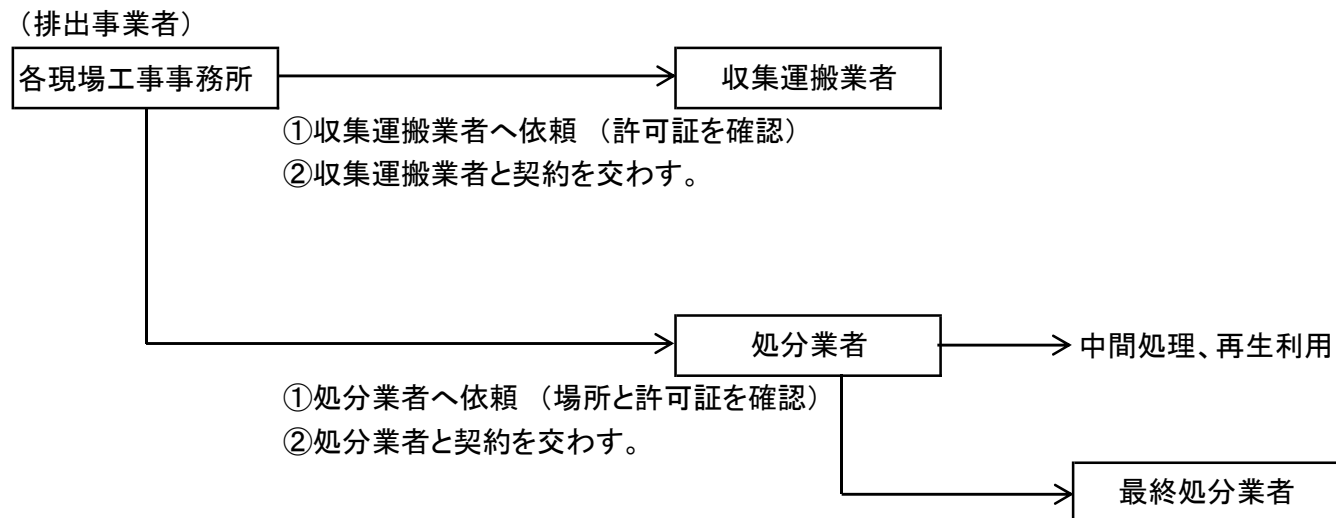
①現状	(これまでに実施した取組) これまで自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはありません。(全て委託)
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はありません。(全て委託)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 過去に取引があり、許可証の有効期限及び処分場を確認後、社内で施工検討を実施した後に、産業廃棄物の処理の委託を依頼します。
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上

別紙3 産業廃棄物の一連の処理の工程

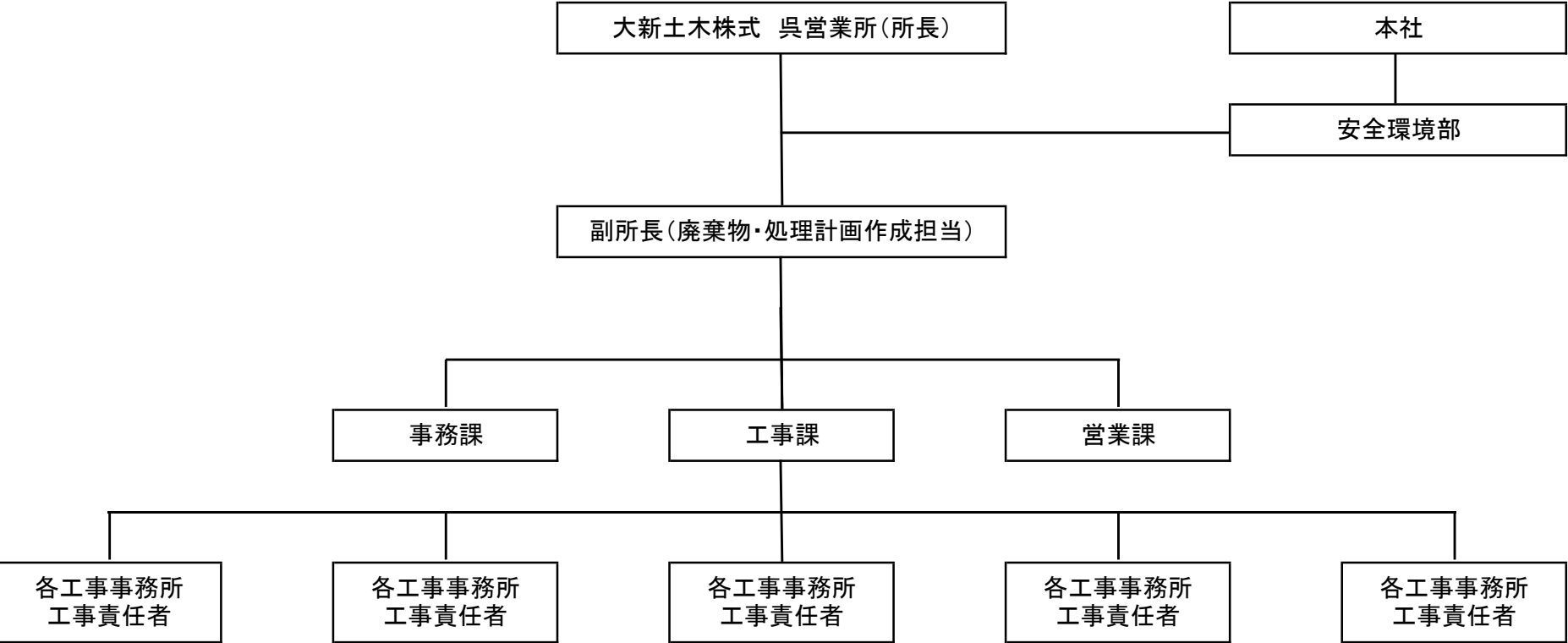
【準備工】



【産業廃棄物発生】

- ①許可を受けた収集運搬車に産業廃棄物を積み込む。(過積載に留意する。産業廃棄物の表示があるか確認する。)
- ②マニフェストに必要事項を記入し、収集運搬者の運転手に引き渡す。(マニフェストに署名してもらい、A票のみ返却してもらう)
- ③産業廃棄物処分地に向けて出発する。(指定された運搬ルートを通り、指定された処分地まで運搬されているか、追跡調査する。)
- ④処分業者へ産業廃棄物とマニフェストを確認してもらい、指定された場所に産業廃棄物を引き渡す。
(マニフェストに署名してもらい、B2票のみ返却してもらう)
- ⑤処分終了後、処分業者から返送されてくるD票を確認する。
- ⑥最終処分終了後、処分業者から返送されてくるE票を確認する。(E票の写しと産業廃棄物処分一覧表を発注者へ提示する)

別紙4 産業廃棄物の処理に係る管理体制



- * 各工事開始前に営業所長、副所長、工事責任者、工事担当者が参加し施工検討会を開催する。
検討事項の項目に「産業廃棄物について」があり、廃棄物の種類と収集運搬業者及び処分業者をどこにするか等について検討する。
また、保管がある場合は面積を確認し、300㎡以上であれば届け出をするよう指導を行う。
その他法令に準じて指導を行う。
- * 産業廃棄物処分終了後は各現場毎に集計し、営業所副所長へ報告する。